

第2回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月4日（月）午後2時00分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員

労働者代表

阿部委員、泉委員、大宮委員

使用者代表

飯野委員、高橋委員、桃井委員

補 佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いいたします。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。
委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

補 佐 柳井委員が欠席のため、

公益代表委員	2名
労働者代表委員	3名
使用者代表委員	3名

以上8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

補 佐 本年度の地域別最低賃金額改定の目安につきましては、今のところ、厚生労働大臣に答申がございません。
今後の議事進行は部会長にお願いいたします。

部会長 今のところ、目安の答申がないということですので、目安を伝達することができないということでございます。第1回の専門部会では、目安の答申がない中で、労働者側、使用者側ともに金額を提示することができないとのお話ございましたが、現時点においても

その状況には変わりがないと思われませんが、今後の進め方等についても検討が必要かと思imasので、ここで一旦休会したいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは休会いたします。

～ 休 会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから打合せの結果等を伺いたと思います。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

部 会 長 それでは労働者側の皆様からご見解等を賜りたいと思います。

阿部委員 金額についてですが、前回の専門部会でも申し上げたとおりでして、金額審議にあたりましては中央最低賃金審議会で示される目安が重要な参考資料となっておりますので、本日ご提示できる金額はございません。

部 会 長 ありがとうございます。次に使用者側からお願いします。

飯野委員 使用者側も同じでございまして、中央の最低賃金審議会から目安が示されていない中で、ということでございますので、本日の金額提示は控えさせていただきたいと思imas。

部 会 長 ありがとうございます。目安の伝達がないという状況でございますので、本日の審議では、これ以上の議論の進展は望めないと考えております。

それでは、事務局から連絡事項等がありますか。

補 佐 事務局としましては、
第3回を8月5日(火) 14:00～、第3回で結審しない場合には、
第4回を8月6日(水) 14:00～、第4回で結審しない場合には、

第5回を 8月8日（金）10:00～
の開催を予定しております。

部 会 長 では、事務局から説明のあったとおり、次回、第3回専門部会を
明日、8月5日（火）14:00～この会議室で開催いたします。
以上で、本日の審議を終了します。

（閉 会）